

広報

おやまざき

11

2019(令和元)年

秋の味覚、

獲ったで〜!!

今月の主な内容

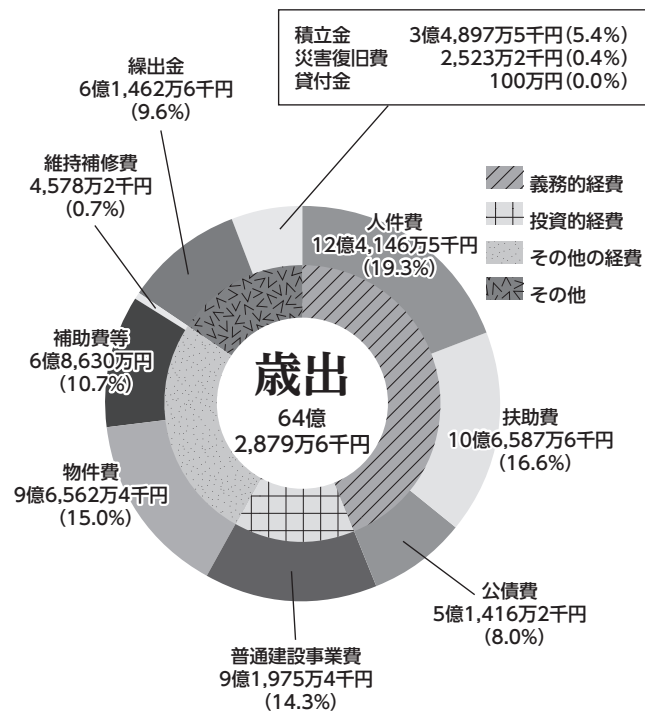
- 平成30年度 決算 P2
- 住民票・印鑑登録証明書の
コンビニ交付サービスが
始まります！ P7
- 令和2年度 保育所等の新規入所
申し込みを受け付けします P8
- 講談にみる山崎合戦 P12

vol.622

<http://www.town.oyamazaki.kyoto.jp>

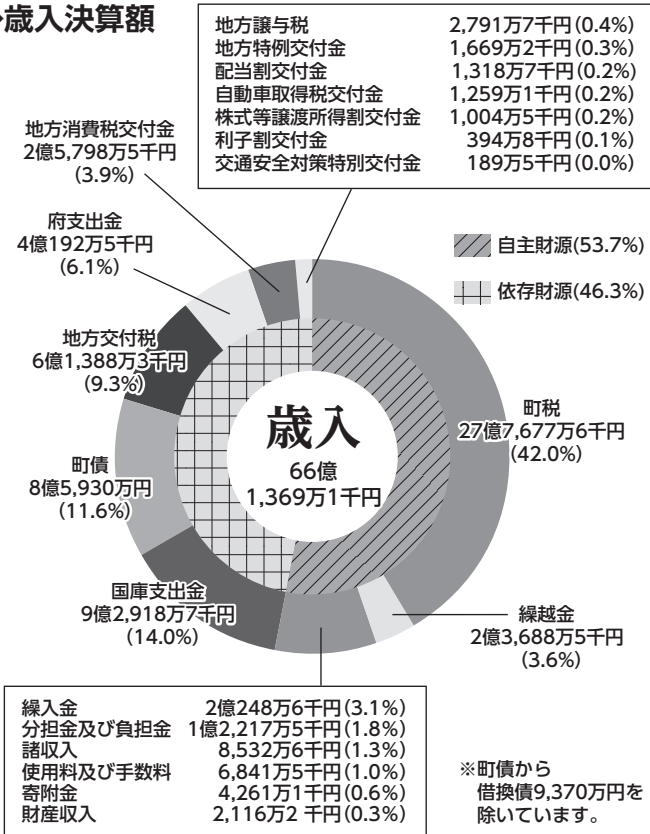
第2保育所の子どもたちが、地域の方のご厚意で植えてもらっていたさつまいもを収穫しました。抱えきれないほど大きくてたくさんのさつまいもを手にして、子どもたちは大喜びでした。(関連記事16ページ)

◆一般会計の歳出（性質別）



※公債費から借換債9,370万円を除いています。

◆歳入決算額



繰入金	2億248万6千円(3.1%)
分担金及び負担金	1億2,217万5千円(1.8%)
諸収入	8,532万6千円(1.3%)
使用料及び手数料	6,841万5千円(1.0%)
寄附金	4,261万1千円(0.6%)
財産収入	2,116万2千円(0.3%)

※町債から借換債9,370万円を除いています。

歳入

都市計画税は皆増、町民税法人税割等は減収

歳入のうち、町税などの町が独自に調達できる「自主財源」が約53・7%、町債や地方交付税、国・府からの支出金などの「依存財源」が残りの約46・3%を占めています。

歳入の根幹をなす町税は27億7,677万6千円で、前年度より2,234万4千円（△0・8%）の微減となりました。歳入総額に占める割合は42・0%となっています。都市計画税で9,150万6千円の皆増となった一方で、町民税法人税割や固定資産税は減収となりました。

本町の特徴として、町民税法人税割の収支の動向で歳入全体に影響を受ける構造に変わりがない中で、減収補てん債1億280万円の借入れを行い、歳入不足を補いました。

【特徴】

- 町民税法人税割
前年度は大幅な増収となっていましたが、町内企業の業績等の影響により9,776万9千円（△29.8%）の減
- 固定資産税
償却資産の減により対前年度2,648万円（△1.8%）の減
- 都市計画税
平成30年度からの導入により9,150万6千円の皆増
- 普通交付税・臨時財政対策債
算定基礎となる前年度町民税法人税割の増収額が大きかったことなどにより、1億4,286万円（△14.6%）の減

都市計画税の用途について

平成30年度から導入した都市計画税は、法定の目的税です。地方税法に基づき、各自治体で条例を制定し課税するもので、その用途は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業等に限定されています。

町が現在実施している都市計画事業等は、主に公共下水道事業であり、都市計画税の課税に伴う収税はその事業費用に充当することとしています。具体的には、雨水処理のための雨水排水ポンプ場の排水能力強化・改築や、汚水処理のための汚水中継ポンプ場や汚水管の耐震化や老朽化対策に要する費用に充当いたします。

平成30年度においては、都市計画税の収入額の全額を、公共下水道事業の元利償還金（約1億6千万円）の財源として充当しました。

町では、現在、令和2年度夏の供用開始に向け、大山崎排水ポンプ場の改築工事を進めているところであり、合わせて下植野排水ポンプ場の整備についても引き続き着実に進捗を図っていきます。



平成30年度

決算

問＝政策総務課財務係

☎956-2101（内360）

一般会計決算の概要

「大山崎町第4次総合計画・前期基本計画」の3年目となる平成30年度は、同計画に掲げる施策目標達成に向け、これまでの取り組み状況を踏まえ、引き続き、安心安全を支える都市基盤整備など、先送りされてきた課題解消に取り組むとともに、さらなる子育て支援の推進、教育環境の向上、防災・減災対策など、さまざまな事業を行いました。

今年も黒字決算を維持

歳入は、67億739万1千円で前年度より1,586万8千円（△0・2%）の微減。主な歳入の増減として、平成30年度から導入の都市計画税で9,150万6千円の皆増となった一方で、町民税法人税割は前年度より9,776万9千円（△29・8%）の減収となりました。

歳出は、65億2,249万6千円で前年度より3,612万2千円（＋0・6%）の微増。主な特徴として、前年度より普通建設事業費が大きく減少した一方で、社会保障関連経費が引き続き増加していることが挙げられます。

歳入から歳出を差し引きした形式収支は1億8,489万5千円で、ここから翌年度への繰越事業の財源となる970万円を差し引いた実質収支は1億7,519万5千円となり、今年度も黒字決算となりました。

令和元年度9月補正予算

一般会計補正予算は議員修正案をもって可決

令和元年町議会第3回定例会（8月29日開会）に提出した、令和元年度一般会計補正予算案（9月補正予算案）は、9月26日の最終本会議で、議員から提出された修正案が可決され、原案から内容を一部修正のうえ成立しました。

修正に伴い削除された項目は次のとおりです。議会の意見を真摯に受けとめ、今後の対応を検討してまいります。

可決された修正案

次の2項目を削除するものです。

- ・中央公民館本館建替えに向けた基本構想の策定経費
- ・自校方式による中学校給食施設整備に係る設計費用

区 分		歳入決算額	歳出決算額	差引額
一般会計		67億739万1千円	65億2,249万6千円	1億8,489万5千円
事業特別会計		46億8,940万6千円	45億2,116万4千円	1億6,824万2千円
内 訳	国民健康保険	14億5,396万1千円	13億7,264万4千円	8,131万7千円
	下水道	14億4,842万6千円	14億3,263万9千円	1,578万7千円
	介護保険	15億821万9千円	14億4,612万円	6,209万9千円
	後期高齢者医療保険	2億7,880万円	2億6,976万1千円	903万9千円
財産管理特別会計		3,129万円	767万4千円	2,361万6千円
内 訳	大山崎区	2,814万5千円	455万4千円	2,359万1千円
	円明寺区	301万4千円	300万円	1万4千円
	下植野区	13万1千円	12万円	1万1千円

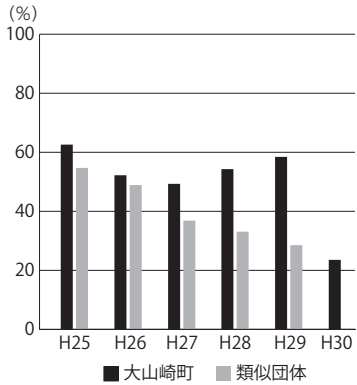
●財政状況を表す各指標の推移

		H30	H29	H28	H27	H26	早期健全化基準
健全化判断比率	①実質赤字比率	-	-	-	-	-	15.0%
	②連結実質赤字比率	-	-	-	-	-	20.0%
	③実質公債費比率(3年平均)	5.6%	6.5%	5.8%	7.1%	9.8%	25.0%
	④将来負担比率	23.3%	58.2%	53.9%	49.2%	52.1%	350.0%
その他の指標	⑤財政力指数(3年平均)	0.792	0.792	0.813	0.83	0.819	
	⑥実質収支比率	4.4%	3.9%	3.2%	1.7%	2.6%	
	⑦経常収支比率	94.3%	91.3%	97.8%	96.0%	99.2%	

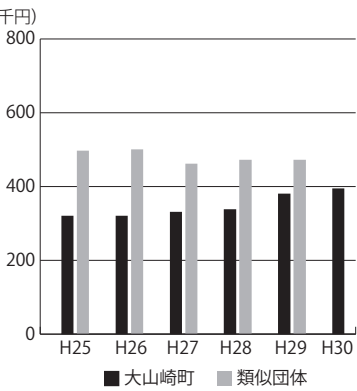
●用語の説明

①実質赤字比率	地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。
②連結実質赤字比率	水道事業などの公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものです。
③実質公債費比率	地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。18%以上だと、新たな地方債借入をするために国や都道府県の許可が必要になり、25%以上だと借入を制限されます。
④将来負担比率	地方公共団体の借入金(地方債)など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。
⑤財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額(標準的な地方税収)を基準財政需要額(行政事務の必要経費)で割ったものです。財政構造の柔軟性を表し、数値が高いほど自主財源の割合が高く財政状況に余裕があるといえます。
⑥実質収支比率	その年度の実質収支額を標準財政規模で除して得られる比率で、普通3%から5%程度が望ましいとされています。
⑦経常収支比率	地方公共団体の財政構造の柔軟性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充てられる一般財源の額が、地方税・普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)と減税補てん債及び臨時財政対策債を合計した額に占める割合です。この比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表します。

将来負担比率 類似団体との比較

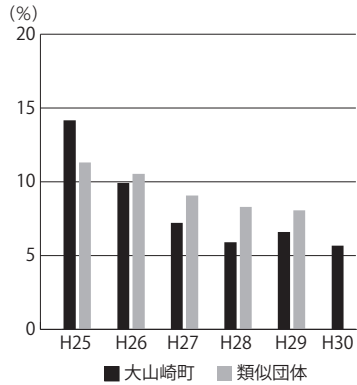


人口一人あたり地方債残高 類似団体との比較

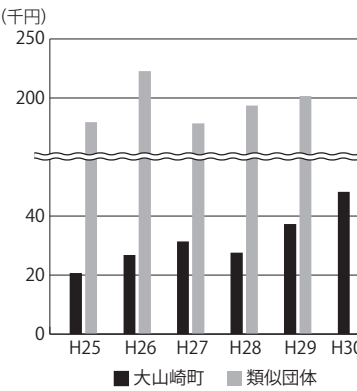


※平成30年度の類似団体数値は未算定。

実質公債費比率 類似団体との比較



人口一人あたり基金残高 類似団体との比較



自治体の財政状況を表す指標として、健全化判断比率があります。これは、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのもので、4つの財政指標が定められています。

平成30年度決算に基づく本町の比率及び、過去5年間の推移は表のとおりです。平成30年度の「実質公債費比率」及び「将来負担比率」は、ともに府内市町村の中で10番目に低い状況となっています。

いずれの比率も早期健全化基準(財政状況が悪化していると考えられ、改善計画の策定を義務付けられる基準)には該当しておらず、健全な財政運営を維持しています。

町民税法人税割や普通交付税等の収入額の減少により、前年度91・3%から今年度94・3%となり、硬直化が進行しました。

財政指標等の状況

【健全化判断比率】

率」及び「将来負担比率」は、ともに府内市町村の中で10番目に低い状況となっています。

基金と地方債の状況

【基金】(町の貯金)

町民1人あたりの基金残高は、特定目的基金を合わせても、府内市町村の中で4番目に少ない額となっています(平成29年度末時点)。

町民1人あたりの地方債現在高は、府内市町村の中で、8番目に少ない状況となっています(平成29年度末時点)。

【地方債】(借入金)

平成30年度末現在高は63億7,334万5千円であり、前年度末から2億8,854万2千円の増となりましたが、現在高のうち約60%を、普通交付税の代替財源である「臨時財政対策債」が占めています。この「臨時財政対策債」は、後年度において、すべて普通交付税として措置されます。



一方で、「普通建設事業費」は、前年度に実施した大規模な建設事業が完了したことに伴い、2億7,294万6千円の大幅な減となりました。

「物件費」で3,912万7千円の増となりました。

その他の費目では、「災害復旧費」で2,523万2千円の皆増となりました。これは、昨年6月に大阪府北部を震源として発生した地震及び、9月に関西地方を縦断した台風21号により、学校などの公共施設や天王山ハイキングコースにおいて、大きな被害を受けたことに伴い災害復旧を行ったものです。また、「物件費」で3,912万7千円の増となりました。

主な内訳は、児童数の増加や福祉サービス利用者の増加等に伴う、子育て支援施策や障害者福祉施策における扶助費の増(+1・3%)などです。

【性質別の特徴】
人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費の合計は、5,548万円(+2・0%)の増。

1人あたり歳出決算額

401,674円

歳出を住民1人あたりでみると.....

議会費

6,125円

議会運営に関する経費です。

総務費

66,673円

戸籍・住民登録、徴税、選挙、統計調査や交通安全など、町の総括的な事務事業に要する経費です。

民生費

152,244円

皆さんの健康や福祉のための費用です。



衛生費

29,065円

主に予防接種やがん検診、ごみ処理に要する費用です。

平成30年度末住民基本台帳人口16,005人(平成31年3月31日現在の人口に基づいて計算しています。)

平成30年度の主な事業

【子育て支援、教育環境向上】

- ・民間保育所整備補助事業
- ・一時預かり、地域子育て支援拠点開設準備経費補助事業
- ・適応指導教室整備事業
- ・小学校ALT配置の拡充
- ・学校施設長寿命化計画策定事業

【都市基盤整備、安心・安全】

- ・JR山崎駅バリアフリー化補助事業
- ・町道改修事業(円明寺が丘団地・下植野団地側溝改修)
- ・防犯灯・公園灯LED化更新事業
- ・ハザードマップ更新事業
- ・防犯カメラ整備事業

【その他】

- ・なごみの郷・長寿苑給湯設備更新事業
- ・プレミアム商品券発行支援事業
- ・史跡大山崎瓦窯整備事業
- ・史跡乙訓古墳群(鳥居前古墳)用地買上事業(1期)



12月2日
から

住民票・印鑑登録証明書の コンビニ交付サービスが始まります！

12月2日からマイナンバーカードを活用した、住民票の写し・印鑑登録証明書を取得できるサービスが始まります。

コンビニで取得可能になる証明書

- 住民票の写し
- 印鑑登録証明書（大山崎町で印鑑登録がお済みの方のみ）

利用できる時間帯

6:30～23:00（12月29日から1月3日は除く）
土日祝日も上記時間内であれば取得可能です。
※メンテナンスのためサービスを一時停止する場合があります

サービスが利用できる店舗

- ・ファミリーマート
 - ・セブンイレブン
 - ・ローソン など
- マルチコピー機が設置されている
全国のコンビニエンスストア等で利用できます。



①コンビニ交付にはマイナンバーカードが必要です

サービスを受けるためには利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードが必要です。通知カードや住民基本台帳カード、印鑑登録証では利用できませんのでご注意ください。

マイナンバーカードの発行方法は？

- ①オンライン
（スマートフォン・パソコン）で
 - ②証明用写真機で
 - ③申請書を郵送
- 町役場1階2番窓口でマイナンバーカード交付申請手続きのお手伝いをしています。申請の方法がわからない方は、通知カードについている交付申請書または、運転免許証などの本人確認書類を持参し、時間に余裕をもって窓口にお越しください。

問＝税住民課住民係 ☎956-2101（内121、124）

11月5日
から

住民票・印鑑登録証明書・マイナンバーカードに 旧姓(旧氏)が併記できます

11月5日から住民票、印鑑登録証明書、マイナンバーカード、公的個人認証の署名用電子証明書に旧姓が併記できるようになります。



すべて旧姓併記に！

- ・住民票
- ・マイナンバーカード
- ・公的個人認証の署名用電子証明書
- ・印鑑登録証明書

申請方法＝以下のものを町役場1階2番窓口持参
申請時に必要なもの＝▼住民票への記載を求める旧氏から現在の氏に繋がるまでの全ての戸籍謄抄本や除籍謄抄本等▼本人確認書類（運転免許証等。マイナンバーカードをお持ちの方は不要です）▼マイナンバーカードまたは通知カード
問・申請先＝税住民課住民係 ☎956-2101（内123、122）

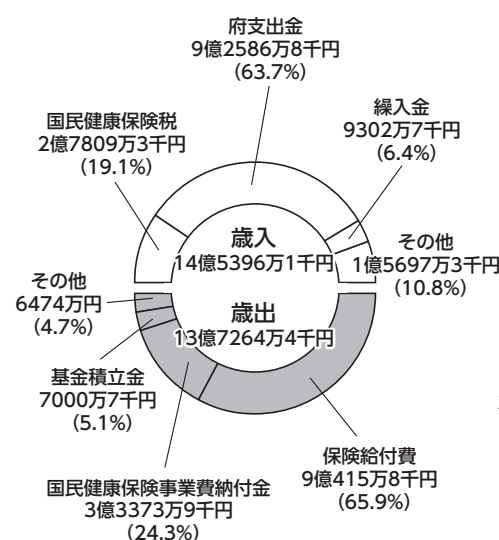
旧姓併記 Q & A

- Q 旧姓を併記するとどういう場面で便利？
A 各種契約や銀行口座の名義に旧姓が使用されているときや、就職・転職時など仕事の場面でも本人確認の証明になります。
- Q 住民票に旧姓を併記した場合、旧姓を表示せずに住民票の写しの交付を受けられるの？
A 住民票では旧姓は氏名とあわせて公証されるため、旧姓または氏の方のみを表示することはできません。
- Q 印鑑登録は旧氏と現在の氏と2つ登録出来るの？
A 登録できるのは1人につき1つです。

特別会計と水道事業会計の決算

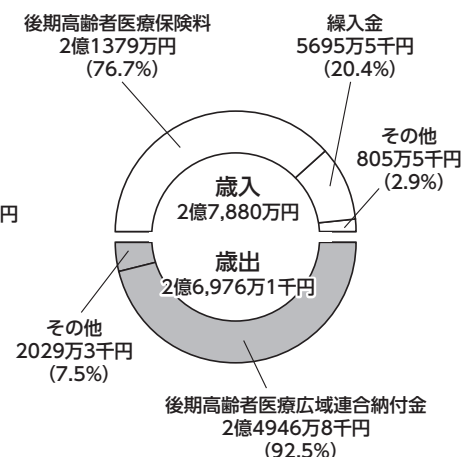
国民健康保険事業特別会計

社会保険（職場の健康保険やその家族）以外などの人が加入する医療保険制度です。
平成30年度の決算は歳入総額で前年度比16.5%増の14億5,396万1千円、また歳出総額で前年度比13.8%減の13億7,264万4千円となりました。



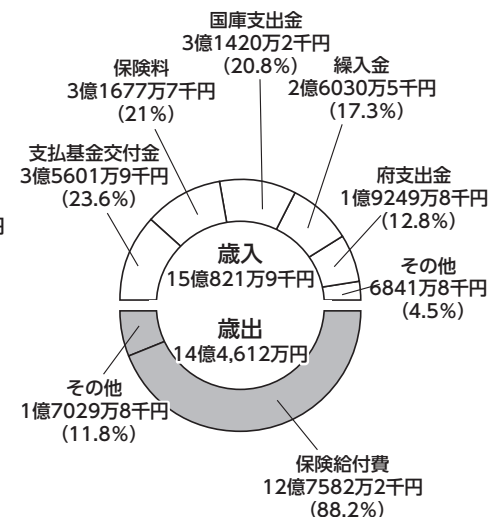
後期高齢者医療保険事業特別会計

後期高齢者医療制度は原則75歳以上の方が加入する医療保険制度です。京都府後期高齢者医療広域連合が運営し、市町村が窓口業務・保険料の徴収等を行います。
平成30年度の決算は、歳入総額で前年度比7.9%増の2億7,880万円、また歳出総額で前年度比7.5%増の2億6,976万1千円となりました。



介護保険事業特別会計

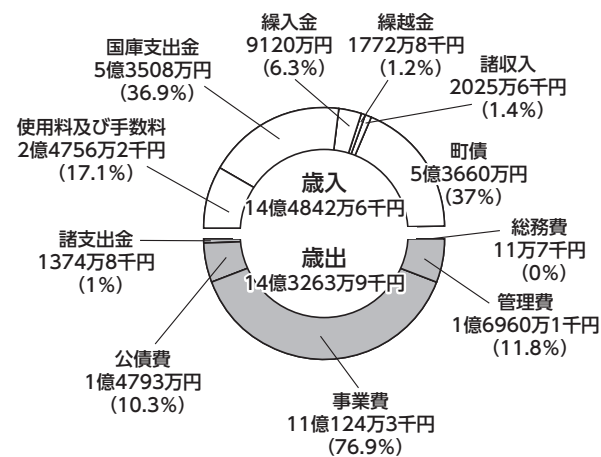
介護保険の被保険者で、要支援認定者または要介護認定者に対して、必要な給付を行うための特別会計です。
平成30年度の決算は、歳入総額が前年度比4.9%増の15億821万9千円、歳出総額は前年度比5.6%増の14億4,612万円となりました。



※端数処理のため各構成比の合計が100%にならない場合があります。

下水道事業特別会計

平成30年度の決算は、歳入総額が前年度比37.1%増の14億4,842万6千円、歳出総額は前年度比37.9%増の14億3,263万9千円となりました。
歳入の主なものである使用料及び手数料は前年度比1.6%増の2億4,756万2千円となりました。歳出の主なものは、大山崎排水機場建設事業、汚水中継ポンプ場長寿命化対策工事、桂川右岸流域下水道建設負担金等の事業費、公債費などです。



※端数処理のため各構成比の合計が100%にならない場合があります。

水道事業会計

経営活動に伴うもの (税抜)	
区分	決算額
収益的収入	4億708万円
収益的支出	4億2,228万円

水道施設の建設に伴うもの (税抜)	
区分	決算額
資本的収入	5,537万円
資本的支出	8,060万円



経営活動による収益的収入は、有収水量の増加により給水収益が増額となったため、前年度比1,089万円（2.7%）の増となりました。また、収益的支出は、大阪北部地震並びに台風21号対応に伴う修繕費等により、前年度比2,542万円（6.4%）の増となりました。

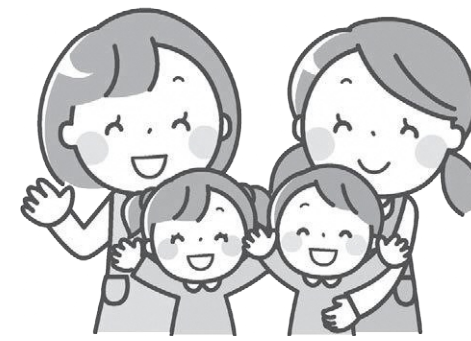
この結果、1年間の経営活動を表す収益的収支は、1,520万円の赤字となり、平成30年度末の累積欠損金は3億6,692万円となりました。

また、長期間にわたって使う水道管などの水道施設の建設に係る事業については、送水管や配水管の布設工事を中心に実施しました。資本的収入は前年度比3,215万円（36.7%）の減となり、資本的支出は前年度比2,025万円（20.1%）の減となりました。

【主な実施事業】

- ▼送水管布設工事跡舗装本復旧工事▼自己水送水管布設その2工事
- ▼東ノ口配水管布設替詳細設計業務委託▼早稲田配水池向け送水ポンプ設置及び電気計装設備変更工事

令和2年度 保育所等の新規入所申し込みを 受け付けします



令和2年4月から保育所・小規模保育施設への新規入所を希望される方は、次の要領でお申し込みください。
 ※令和元年（平成31年）度中に入所申込書を提出して入所保留（待機）となっている方も、新たに令和2年度の入所申込が必要です
 ※入所希望者が多数の場合、ご希望の保育所等に入所できない場合や入所保留（待機）となる場合があります
 問＝福祉課児童福祉係 ☎956-2101（内181・184）

保育所等入所申込の流れ

■入所案内等の配布

令和元年11月1日（金）から福祉課児童福祉係（役場1階7番窓口）、町内の保育所・小規模保育施設にて配布します。町ホームページでも同内容をお知らせします。

■受付期間

令和元年12月18日（金）～20日（金）
 午前9時～正午、午後1時～4時、午後5時～7時

※期間内の場合、申込順序は入所審査に影響しません。例年受付初日は混雑します

■受付場所

役場1階第1会議室

※郵送不可。受付時、質問に責任を持って答えられる方が申込用紙を持参してください

■結果通知

後日、各ご家庭に文書で通知します（令和2年2月中旬頃予定）



保育所等入所の要件は

児童と保護者がともに大山崎町に住所を有し、住民登録をしていること。また、保護者のいずれもが、次の①～⑧の要件のいずれかに該当すること。

- ① 月64時間以上の仕事に就いている（就労）
 - ② 母が妊娠中である、あるいは出産後間がない（産前産後）
 - ③ 病気やけがの状態にある、あるいは心身に障がいがある（疾病・負傷・障がい）
 - ④ 病人やけが人あるいは心身に障がいのある人の介護、看護を行っている（介護・看護）
 - ⑤ 火災、風水害、地震等に罹災し、復旧にあたる（災害罹災）
 - ⑥ 求職活動（起業準備を含む）を継続して行っている（求職）
 - ⑦ 保護者が学校に在学している、または職業訓練を受けている（就学）
 - ⑧ その他、町長が認める①～⑦に類する状態にある（その他）
- ※入所決定後に変更があり入所要件に該当しなくなった場合は、入所決定取消や退所となります

保育の必要量（時間）の認定

保育の必要量の認定区分（標準時間・短時間）により利用できる時間が変わります。
 ・短時間認定 午前8時30分～午後

よくある質問

Qどのように入所者を選考するの？

A申込書記載事項や添付書類、申込受付時の家庭状況の聴取結果を基にして審査を行い、「保育の必要性」の高い児童から入所を決定します。

Q現在求職活動中ですが保育所に入所できますか？

A求職活動中は、「保育の必要性がある」状態に準じると認められるため入所申込が可能です。ただし、一定期間内に就職していることが必要であり、その時点で就職できていない場合には入所中であっても退所となります。

Q育児休業中でも保育所に入所できるの？

A育児休業中は「保育の必要性がある」状態とは言えないため入所できません。ただし、申込時点では育児休業中であっても、入所時点で職場復帰予定の場合は入所申込が可能です。また、育児休業前にすでに保育所に入所していた児童は、引き続き入所を認めます。

保育料

・3～5歳児、住民税非課税世帯の0～2歳児 無料
 ・左記以外の0～2歳児保育の必要量、保護者の所得に応じた保育料
 ※毎年9月が保育料の切り替え時期となります（基準となる住民税の課税年度が切り替わります）。
 ※延長保育は全員に別途延長保育料が発生します

給食費（副食費）

・3～5歳児の給食費（副食費）月額4,500円（0～2歳児は保育料に含まれる）
 ※世帯の所得状況や世帯構成によって、給食費（副食費）が免除となる場合あり
 ※施設によって他に実費（行事費など）を徴収する場合あり

入所中児童の継続入所申込は

現在保育所・小規模保育施設に入所している児童で、令和2年4月以降の継続入所（転園を含む）を希望する方は、別に各施設で配布する用紙に必要書類を添付のうえ、12月中旬頃までに提出してください。詳細は各施設を通じて連絡します。

町内の幼稚園

次の幼稚園でも小学校就学前児童の教育・保育を行っています。

幼稚園の保育料も満3～5歳児の全ての児童の保育料（入園初年度のみ入園料（月割）も含む）は、月額上限25,700円まで無償です。また、保護者が就労しているなどにより、保育の必要性の認定を受けた世帯は、預かり保育料も無償（満3歳になった日からその年度末までの子どもは住民税非課税世帯である場合のみ。月額上限あり）になります。幼稚園の入園手続きなど詳細は直接お問い合わせください。

運営主体	施設名	入園可能年齢	利用時間
学校法人永守学園	京都がくえん幼稚園 問＝☎957-3003	満3歳～ ※2歳児は子育て支援事業として実施	8：30～13：50 ※午前保育もあり。 その他預かり保育（最長7：30～18：30）もあります

町内の保育所等について

対象児童は、令和2年4月1日時点での年齢になります。

施設種別	内容	運営主体	施設名
保育所	0歳児から小学校就学前の乳幼児を保育する認可保育施設です	大山崎町	大山崎町立大山崎町保育所 大山崎町立第2保育所 大山崎町立第3保育所
		社会福祉法人端山園	大山崎さくらの里保育園（※1）
小規模保育施設	0歳児から2歳児（3歳になった年度末まで）を対象とした定員6名以上19名以下の認可保育施設です（※2）	学校法人永守学園	京都がくえん保育園
		社会福祉法人物集女福祉会	ひかり保育園大山崎町

（※1）出産予定日が令和2年2月4日以前の児童も申込可。令和2年2月5日以後出産の場合、5月以降の入所

（※2）3歳児以降も保育の継続を希望される場合、原則保育所へ転園